

発議案第12号

生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書  
について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1  
項の規定により提出します。

令和5年6月16日

八千代市議会議長 林 隆文 様

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 八千代市議会議員 | 末 永 隆   |
| 賛成者 | 八千代市議会議員 | 嵐 芳 隆   |
|     | 同        | 大 塚 裕 介 |
|     | 同        | 山 口 勇   |
|     | 同        | 堀 口 明 子 |
|     | 同        | 高 山 敏 朗 |
|     | 同        | 三 田 登   |

## 提案理由

国に対し、生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める 意見書

地球上には無数の生態系が存在し、地球上の様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性・自然資本なしには成り立たない。しかしながら、近年、人類史上これまでにない速度で生物多様性が失われているにもかかわらず、生物多様性の損失はイメージしにくいため、その危機意識が広く共有されているとは言えない状況となっている。

このような状況を受けて、1993年に発効した生物多様性条約の第15回締約国会議（COP15）が昨年12月に開催され、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）という新たな世界目標が採択された。今こそ私たちの社会経済活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、ネイチャーポジティブの実現は不可欠である。

我が国においても新たな世界目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めようとしているが、その主体は地域であり、地方自治体であると考えられる。

よって、本市議会は国に対し、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向け、下記のとおり地方自治体や地域のNPO等への支援等の対策を強化するよう強く求めるものである。

### 記

#### 1 生物多様性の保全に関わる予算の確保

気候変動の影響と生物多様性の損失は密接に関連しており、その両方に対して投資を進めていくことが重要である。脱炭素関連の予算の増額とともに、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。

#### 2 「30 by 30」目標の達成に向けた取組の加速化

2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30 by 30」の実現に向けて、国立公園、国定公園等の保護地域の拡張や、OECM（事業

者等、民間が保有している生物多様性保全に貢献する区域)としての認定を推進するなど、地域との連携の下、取組を加速させること。

### 3 環境教育の推進

全ての子供たちが自然に触れる機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援すること。また、NGO等とも連携し、学校や園庭の敷地内に設けられる生き物の暮らしを支える場所である「学校・園庭ビオトープ」の普及を促進すること。

### 4 資源循環政策（サーキュラーエコノミー）との相乗効果の創出

廃棄物や汚染の発生を抑止し、製品と原材料の循環利用を促すサーキュラーエコノミーは、脱炭素や生物多様性と並ぶ環境政策の三本柱の一つであり、これらは互いに親和性が高いと認識している。そのため、地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

八千代市議会

提出先

財 務 大 臣 様

文 部 科 学 大 臣 様

環 境 大 臣 様